

直送済

令和5年（ワ）第408号 差止請求事件
原告 特定非営利活動法人消費者機構日本
被告 山梨県知事長崎幸太郎

被告証拠説明書（乙11）

令和7年8月2日

甲府地方裁判所 民事部 合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 足立 格

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙11	第8次山梨県地域保健医療 計画（令和6年～令和11 年）中の「第3章 人材の 確保と資質の向上」	R7.7.15 更新日	山梨県	「臨床研修医が都市部に集 中し、大学病院が診療体制 の維持等のため、地域の公 立病院等へ派遣していた医 師を大学に引き揚げたこと 等に起因して、 <u>地域の医師 不足は深刻化</u> 」したこと（23 頁）、 山梨県では、「山梨大学や 昭和大学等からの医師派遣 により、地域医療が維持さ れている現状」がある（24 頁）こと、 山梨県は、全県的な方針と して、「 <u>医師派遣等により （医師の）地域偏在の是正 を図ることを基本的な方 針</u> 」としている（31頁～ 32頁）こと、

				<p>山梨県は、医師の地域偏在の是正策として、「<u>地域医療に従事する医師の配置方針を定めたキャリア形成プログラムを適切に運用し、同プログラムの対象医師等を中心に、配置の調整を行う</u>」と宣明しており、また、「<u>地域医療支援センター医師派遣調整検討委員会での協議に基づき、医師の派遣を推進</u>」すると宣明している（33頁）こと、キャリア形成プログラムは、そもそも、「<u>医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的として、都道府県が策定する計画</u>」である（33頁脚注4）こと。</p>
--	--	--	--	--

以上